

災害時対応マニュアル

株式会社パレット

こどもディサービス なないろ 鳥栖

災害時対応マニュアル

1. はじめに

職員及び利用者並びにお客様の生命を守るため、地震、台風、火事等の災害が発生した場合に即座に対応できるようマニュアルを策定する。

また、より詳細なものとして、業務継続計画（BCP）を策定する。

2. 災害対策

(1) 台風・豪雨

- ・風が接近している場合は飛んで行きそうなものを中に入れる。なるべく窓の近くに行かない。
- ・強台風発生時は、断水の恐れがあるため、前もって水を貯めれるだけ貯めておく。
- ・天気予報を注視する。線状降水帯（特に連続した線状降水帯や、広範囲の線状降水帯）に注意する。
- ・送迎時間の変更や閉所の判断も視野に入れて対策を行う。閉所の判断は、代表もしくは管理者にて行う。

(2) 地震

- ・地震発生の予測は出来ないため、日頃から棚の上にあるものが落ちてこないよう配慮し、棚が倒れないようストッパーをつける。
- ・また、高いところに落ちやすいものを置かない。

(3) 火災

- ・カーテンは防火対応の物とする。
- ・調理中は目を離さない。チャッカマン等火の出るものの管理を徹底する。
- ・タコ足配線を極力無くす。また、コンセント周りに埃が溜まらないように清掃を行う。
- ・定期的に、スプリンクラー、消火器の点検を行う。

(4) その他

- ・三日分以上の備蓄(水・食料)を保管・管理する。
- ・公用車のガソリン残量に注意し、ランプがつかない程度は常時入っているよう努める。
- ・PCデータは、随時バックアップをとっておく。
- ・防災時の研修や訓練（職員のみと、利用児童含める）を年2回以上行う。

3. 災害発生時

(1) 台風・豪雨

- ・午前 7 時の時点で鳥栖市地域に暴風特別警報または大雨特別警報が発表された場合は臨時休業とする。
- ・午前 7 時以降で送迎中またはサービス提供時間中に確実に暴風を含む警報または鳥栖市地域に特別警報が発表されるおそれがある場合は、臨時休業とする。
- ・サービス提供時間中に暴風特別警報が出された場合はその時点の気象の状況を見極めたうえで送迎時間を調整する。

(2) 地震

- ・地震発生時フローチャート参照
- ・地震発生後に、物損被害・人的被害(職員)がある場合に運営困難となった場合は、ただちに保護者及び佐賀県障害福祉課・鳥栖市障害福祉課、関係機関等へ連絡する。

(3) 火災

- ・火災発生時フローチャート参照
- ・火災発生後に、物損被害・人的被害(職員)がある場合に運営困難となった場合は、ただちに保護者及び佐賀県障害福祉課・鳥栖市障害福祉課、関係機関等へ連絡する。

4. 報告

(1) 行政

被害が出た場合は佐賀県障害福祉課及び鳥栖市役所障害福祉課に報告する。

※佐賀県障害福祉課への事故等報告書あり

(2) 関係機関・関係事業所

被害が出た場合（運営困難な場合、もしくは運営出来るが何か弊害がある場合）は、利用児童が他事業所の利用が増える可能性があり、また、新規利用受け入れが困難となる可能性もあるため、近郊の相談支援事業所や同業者に報告する。

(3) 保護者

被害が出た場合（運営困難な場合、もしくは運営出来るが何か弊害がある場合）は、利用児童が他事業所の利用へ変更する可能性があるため、保護者に報告する。

被害が出ていなくても、近郊で被害が多発している場合など場合によっては、運営可能か心配される保護者もいると思われるため、報告することとする。